

第1章 計画の位置づけと期間

1 計画策定の位置づけ

がん（悪性新生物）は、昭和56年よりわが国の死因の第1位であり、令和4年には、年間約38万人が亡くなっています。

本県においても、昭和54年から死因の第1位となって以来、死亡率は、高い状態で推移しています。

厚生労働省の推計によれば、国民の約2人に1人が生涯のうちにがんに罹患すると推計されています。本県においても高齢化の進展に伴い、罹患患者数は増加することが予想されることから、がんは、県民の生命と健康にとって重大な問題であると言えます。

がん医療は、昭和59年度からスタートした国の「対がん10か年総合戦略」やその後の「がん克服新10か年戦略」、「第3次対がん10か年総合戦略」などを中心とした取組みにより、目覚ましい進歩を遂げました。

こうした中、平成18年6月には、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策基本法（以下「基本法」という。）が成立し、平成19年4月より施行されました。さらに、平成19年6月には、基本法に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第1期の「がん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

また、がん対策の充実のためには、がんの罹患、診療、転帰等の状況の正確な把握が重要であることから、平成25年12月に「がん登録等の推進に関する法律」（以下「がん登録推進法」という。）が成立し、平成28年1月の施行に伴い、全国がん登録制度がスタートしました。

長崎県においては、平成20年8月に、がん対策を県民とともに推進することを目的として、全国で5番目となる「長崎県がん対策推進条例」が施行されました。なお、具体的な行動計画としては、基本法第11条第1項で、都道府県は、国の基本計画に基づき、がん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえて、がん対策推進計画を策定することとされており、「長崎県がん対策推進計画」（以下「県計画」という。）として、第1期（平成20年度～平成24年度）計画を平成20年3月に策定しました。その後第2期（平成25年度～平成29年度）計画を平成25年3月に策定し、第3期（平成30年度～令和5年度）計画を平成30年3月に策定しました。

第3期の県計画では、基本計画が全体目標として掲げる「科学的根拠に基

づくがん予防・がん検診の充実」、「患者本位のがん医療の実現」、「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」に加え、多くの離島を有する本県の特色から「離島地域におけるがん診療の質の向上」も全体目標に掲げました。

平成30年度以降、第3期の県計画に沿って、がん検診の推進、患者本位のがん医療の更なる充実、がんと診断された時からの緩和ケアの推進、ライフステージに応じた対策等の課題を中心として、市町、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）、県指定がん診療連携推進病院（以下「推進病院」という。）などと連携し、がん対策に総合的かつ計画的に取り組んできました。

しかしながら、目標でありました「がんの年齢調整死亡率（75歳未満）80.7（平成28年）を70.0（令和3年）に減少させます。」については、達成することができませんでした。今後、がんの年齢調整死亡率（75歳未満）を着実に低下させていくためには、がんに罹る県民を減らし、またがんにかかっても早期に発見できることが重要です。

引き続き、がんの予防や、がんの早期発見・早期治療につながるがん検診の受診率向上に取り組む必要があります。

さらに、がん医療やがん患者支援の新たな課題として、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化、効率的持続可能ながん医療の提供、がん種、世代、就労等の患者それぞれの状況に応じた取り組みの必要性が指摘されております。

希少がん、難治性がん、小児がん、思春期と若年成人世代（以下「AYA世代」という。）のがんへの対策、ゲノム医療等の新たな治療法等の推進、就労を含めた社会的な問題への対応などが求められています。

今後は、基本計画の全体目標である「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」ことができるように、この第4期の県計画に基づき、県と市町、拠点病院、推進病院、がん診療離島中核病院（以下「離島中核病院」という。）を中心として医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等、がん患者を含めた県民、医療従事者、医療保険者、教育関係者、経済団体、患者団体を含めた関係団体及びマスメディア等が一体となってがん対策に取り組むことで、がん患者を含めた県民が、小児がん、希少がん、難治性がん等のような病態であっても、尊厳を持って安心かつ納得できるがん医療や支援を受けられ、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができる社会の実現を図ります。

県計画は、長崎県医療計画、長崎県健康増進計画「健康ながさき21」等

との調和を図り策定しました。

2 計画の期間

この県計画は、第3期（平成30年4月から令和6年3月まで）の県計画の後継計画ですが、がん対策の推進に関する国の基本計画を踏まえ、その実行期間を、令和6年度からの6年間とします。